

本年度も被扶養者資格確認調査を実施します

被扶養者の資格確認についてご協力をお願いします



本組合では、医療給付を適正に行い、かつ短期給付財政の安定化を図ること等を目的として、認定中の被扶養者が認定要件を満たされているか、また今後も引き続き認定要件を満たす見込みがあるかを確認するため、「被扶養者資格確認調査」を実施しております。この趣旨をご理解いただき、調査にご協力をお願いします。

例年6月～8月にかけて行っております被扶養者の資格確認調査について、本年も6月に実施いたします。

毎年調査による被扶養者の資格取消が多く発生していることから、日ごろから被扶養者の状況を把握していただきますようお願いいたします。

調査の方法

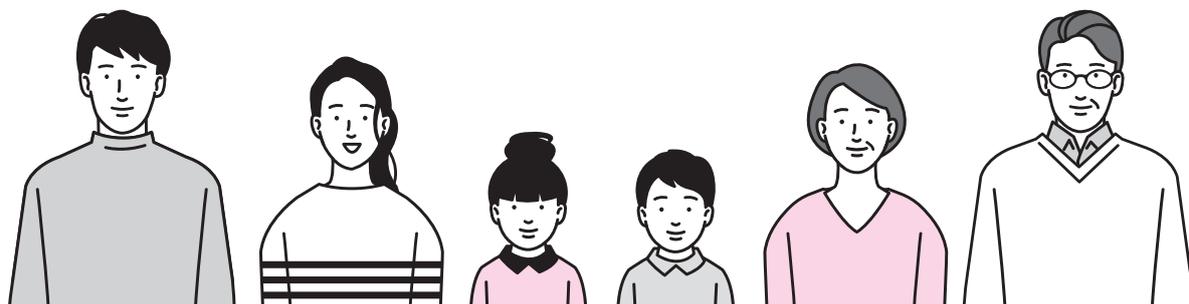
調査対象となる組合員の方に、「被扶養者資格確認届書」を所属所経由で配布いたしますので、ご記入いただき添付書類と併せてご提出をお願いします。

※添付書類はその方の状況により異なります。

被扶養者資格の取消

この調査で被扶養者の収入や生計の実態などで被扶養者の認定要件を満たしていないことが判明した時は、その要件を満たさなくなった日まで遡って資格を取消します。

また、「被扶養者資格確認届書」を期限内に提出されないときは、被扶養者資格が無効となりますので必ず期日までに提出してください。



被扶養者の取消について



～春は異動の季節です～

被扶養者の方が就職等で資格取消になる場合、自動で取消にはなりません。必ず、組合員からの扶養の資格取消の手続きが必要です。

主な取消の理由

- 被扶養者が就職したとき
- 被扶養者の12ヵ月の累計収入が130万円を超えているとき
(障害を支給事由とする給付の受給要件に該当する程度の障害を有する者又は60歳以上の者は180万円)
※ p.26「奈良県市町村職員共済組合被扶養者認定取扱い要綱の一部変更について」を参照
- 被扶養者の収入が3ヵ月連続で10万8,334円以上であるとき
- 被扶養者の失業保険の受給が始まった(日額3,612円以上)とき
- 別居の被扶養者への仕送り不足している(不足額の累計がひと月の仕送り額を超えているときや、仕送りが行われていない)とき

手続きの手順

- 取消書類と組合員被扶養者証をお勤め先の共済事務担当課へご提出ください
- 資格喪失後は速やかに次の健康保険への加入手続きを行ってください
「資格喪失証明書」は取消の処理後、希望者へ発行されます

資格喪失後は組合員証を使用しないようご注意ください!

資格喪失日以後に医療機関を受診していた場合、医療費の返還請求を実施いたします。

証返却日から3～4ヵ月後を目途として、文書により依頼いたしますので、受領後は速やかに振込手続き等をお願いいたします。

また、次の健康保険への加入手続きを実施いただくと、レセプトの振替が可能となる場合があります。※

診療報酬請求を次に加した保険者に対して振り替えることができるため、一部の場合を除いてご本人からの返還が不要となりますので、可能な限り速やかに次の健康保険への加入手続きをお願いいたします。

※ 全ての受診が一律振替可能になるとは限りません。(令和3年9月診療分以降に限りです。また、公費併用受診や柔道整復・はりきゅうあん摩など、一部の受診については振替の対象外となりますので、従来通り文書による返還請求を実施します。)